

# 特許協力条約

発信人 日本国特許庁（国際調査機関）

代理人 野河 信太郎 様		PCT 国際調査機関の見解書 (法施行規則第40条の2) [PCT規則43の2.1]	
あて名 〒530-0047 日本国大阪府大阪市北区西天満5丁目16-3 西 天満ファイブビル 野河特許事務所		発送日 (日.月.年) 27.02.2018	
出願人又は代理人 の書類記号 SP6127PC		今後の手続については、下記2を参照すること。	
国際出願番号 PCT/J P 2017/043669	国際出願日 (日.月.年) 05.12.2017	優先日 (日.月.年) 31.07.2017	
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. A47L9/28(2006.01)i			
出願人 (氏名又は名称) シャープ株式会社			

<p>1. この見解書は次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 見解の基礎</li><li><input type="checkbox"/> 第II欄 優先権</li><li><input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解の不作成</li><li><input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如</li><li><input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT規則43の2.1(a)(i)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明</li><li><input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献</li><li><input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥</li><li><input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見</li></ul> <p>2. 今後の手続</p> <p>国際予備審査の請求がされた場合は、出願人がこの国際調査機関とは異なる国際予備審査機関を選択し、かつ、その国際予備審査機関がPCT規則66.1の2(b)の規定に基づいて国際調査機関の見解書を国際予備審査機関の見解書とみなさない旨を国際事務局に通知していた場合を除いて、この見解書は国際予備審査機関の最初の見解書とみなされる。</p> <p>この見解書が上記のように国際予備審査機関の見解書とみなされる場合、様式PCT/ISA/220を送付した日から3月又は優先日から2月のうちいずれか遅く満了する期限が経過するまでに、出願人は国際予備審査機関に、適当な場合は補正書とともに、答弁書を提出することができる。</p> <p>さらなる選択肢は、様式PCT/ISA/220を参照すること。</p>
---

見解書を作成した日 02.02.2018			
名称及びあて先 日本国特許庁 (ISA/J P) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号		特許庁審査官 (権限のある職員) 長清 吉範	3 K 3 1 1 4
		電話番号 03-3581-1101 内線 3332	

## 第 I 欄 見解の基礎

1. 言語に関し、この見解書は以下のものに基づき作成した。
  - 出願時の言語による国際出願
  - 出願時の言語から国際調査のための言語である \_\_\_\_\_ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
2.  この見解書は、PCT規則 91 の規定により国際調査機関が許可した又は国際調査機関に通知された明らかな誤りの訂正を考慮して作成した (PCT規則 43 の 2.1(b))。
3. この国際出願で開示されたヌクレオチド又はアミノ酸配列に関して、以下の配列表に基づき見解書を作成した。
  - a.  出願時における国際出願の一部を構成する配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式
    - 紙形式又はイメージファイル形式
  - b.  国際出願とともに、PCT規則13の3.1(a)に基づき国際調査のためにのみ提出された、附属書C/ST.25テキストファイル形式の配列表
  - c.  国際出願日後に、国際調査のためにのみ提出された配列表
    - 附属書C/ST.25テキストファイル形式 (PCT規則13の3.1(a))
    - 紙形式又はイメージファイル形式 (PCT規則13の3.1(b)及びPCT実施細則第713号)
4.  さらに、複数の版の配列表又は配列表の写しが提出され、変更後の配列表又は追加の写しに記載された情報が、出願時における配列表と同一である旨、又は出願時における国際出願の開示の範囲を超えない旨の陳述書の提出があった。
5. 補足意見：

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についてのPCT規則43の2.1(a)(i)に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項	4	有
	請求項	1-3, 5	無
進歩性 (I S)	請求項		有
	請求項	1-5	無
産業上の利用可能性 (I A)	請求項	1-5	有
	請求項		無

2. 文献及び説明

文献1: JP 2004-290336 A (松下電器産業株式会社) 2004. 10. 21,  
段落[0001]-[0008], [0019]-[0029], 図1-7 (ファミリーなし)  
文献2: JP 9-187408 A (三洋電機株式会社) 1997. 07. 22,  
段落[0019]-[0022], 図3 (ファミリーなし)

請求項1に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。文献1には、請求項1に記載された[電動送風機(2)を内蔵する掃除機本体(1)に接続されるホース基端部を有する可撓性ホース部(8)と、前記可撓性ホース部のホース先端部に取り付けられたハンドル部(7)と、前記ハンドル部に設けられた操作ボタンを有する操作部(6)と、前記操作部の前記操作ボタンからの指令信号を前記掃除機本体側へ送信する電気配線部(10, 13, 14)とを備え、前記可撓性ホース部は、前記ホース先端部の外周面に設けられた第1電極取付部(9)を有し、前記ハンドル部は、前記可撓性ホース部の前記ホース先端部が回転可能に嵌め込まれた接続管部(11)と、前記操作部を有しかつ前記接続管部と結合したハンドル本体部(12)と、前記ハンドル本体部に設けられた第2電極取付部とを有し、前記電気配線部は、前記可撓性ホースの前記第1電極取付部に取り付けられた円環状の第1電極(10)と、前記第1電極に周方向に摺動可能に前記ハンドル部の前記第2電極取付部に取り付けられた第2電極(13)とを有する電気掃除機の接続ホース(3)。]が開示されている。

請求項2-3, 5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1から新規性及び進歩性を有しない。文献1には、[前記ハンドル本体部(12)は、前記接続管部と結合する内面側に溶着によって一体成形された前記第2電極取付部を有し、前記接続管部(11)は、前記第2電極取付部に取り付けられた前記第2電極を前記第1電極取付部に取り付けられた前記第1電極側に露出させる孔部(図5を参照。)を有した接続ホース]が開示されるとともに、[当該接続ホース(3)と、電動送風機(2)を内蔵する掃除機本体(1)とを備えた電気掃除機]が記載されている。

< 補充欄に続く >

## 補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

## 第 V 欄の続き

請求項 4 に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1 及び文献 2 より進歩性を有しない。文献 1 記載の [延長パイプ (4) を介して接続可能なハンドル先端部を有するハンドル部 (7)] は、ハンドル先端部における延長パイプとの電気配線の接続構成が明らかでは無いが、文献 2 に記載されているように、[掃除機の接続ホースにおいて、電気配線部は、延長パイプに設けられた凸型または凹型接続端子と電氣的に接続可能な凹型または凸型接続端子 (7) を有し、前記ハンドル先端部における前記ハンドル本体部は、前記電気配線部の凹型または凸型接続端子を取り付ける端子取付部 (3b) を有し、前記電気配線部の凹型または凸型接続端子は、前記端子取付部に取り付けられているという構成] は、当業者にとって周知技術である。

したがって、文献 1 に記載された発明を具現化するにあたり、文献 1 で明らかで無い構成について、文献 2 に例示された周知技術を採用し、本願請求項 4 に係る発明とすることは、当業者であれば容易に想到し得たものである。